

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起について（第2版）

高知工科大学の学生・教職員の皆さんへ

2020年2月14日
高知工科大学長

【これまでの周知内容からの主な変更点】

- 「中国」に香港、マカオを含むことを明記
- 過去2週間以内に中国湖北省または浙江省在住者と接触があった場合は国際交流課に申し出ること

報道等にてご承知のとおり、中国湖北省武漢市で発生した新型コロナウイルスによる感染症が、全世界において急速に広がっています。

1月28日には我が国において新型コロナウイルス感染症が指定感染症に指定され、1月31日にはWHOが「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言、外務省安全ホームページにおいても中国湖北省に発出されている感染症危険情報レベル3（渡航中止勧告）が維持されつつ、湖北省以外の地域の感染症危険レベルがレベル2（不要不急の渡航中止）に引き上げられました。

日本政府は、2月1日以降、日本到着前14日以内に中国湖北省における滞在歴がある外国人、中国湖北省発行の中国旅券を所持する外国人の入国を認めないこととしていましたが、2月12日にはこの対象が浙江省にも広げられました。

2月13日には、国内初の新型コロナウイルス感染症による死亡例も出ています。

これらを受け、本学として、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、学生・教職員の皆さんに以下をお願いします。

- (1) 中国（香港・マカオを含む。以下同じ。）への渡航は自粛すること
- (2) 中国から本学への招聘・来訪も自粛すること（用務上の関係者、家族、友人他）
- (3) やむを得ず渡航・来訪する場合は、国際交流課に申し出ること
- (4) 過去2週間以内に中国滞在歴がある場合、または湖北省もしくは浙江省在住者と接触があった場合は、国際交流課に申し出ること（招聘した研究者等がこれに該当する場合も、申し出てください）

中国から帰国した学生・教職員、中国からの招聘者には、以下を要請します。

(1) 日本入国後、2週間の間に発熱、呼吸器症状等が出た場合は、他の人との接触を避け、マスクを着用するなどし、国際交流課にすぐに申し出ること。文部科学省からの通知に従い、帰国者・接触者相談センターに連絡、中国滞在歴等を申告の上、指定医療機関を受診する等

していただきます。

(2) 症状がない場合も、特に入国から2週間の間は、外出を控え、可能な限り自宅待機すること。やむを得ず人に会う場合、または外出する場合は、必ずマスクを着用すること。教育・研究活動に支障が出る場合は、担当課に相談してください。

中国渡航歴のない人にも感染が確認されているため、すべての教職員・学生等に以下を要請します。

- (1) 人ごみを避ける、うがい、手洗い、マスク着用、咳エチケットを心がけること
- (2) アルコールによる消毒を励行すること
- (3) 新型コロナウイルス感染の疑いがある場合には、登校・出勤を控え、以下の担当課にすぐに申し出ること

学年末休業に入り、海外渡航の機会が増えることが想定されます。海外渡航の際には、外務省海外安全ホームページ等から現地の危険情報、感染症危険情報等を必ず確認し、また外務省が実施している「たびレジ」(滞在が3ヶ月以上の場合は在留届)に必ず登録してください。

- ・外務省海外安全ホームページ

<http://www.anzen.mofa.go.jp>

- ・外務省渡航登録サービス (滞在期間3ヶ月未満:「たびレジ」、3ヶ月以上:在留届)

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html>

- ・厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

【連絡先】

- ・やむを得ず中国(香港・マカオ含む)に渡航、中国からの来訪を受ける場合
- ・過去2週間以内に中国滞在歴がある場合、湖北省・浙江省在住者と接触があった場合
- ・日本入国後、2週間以内に発熱、呼吸器症状等が出た場合

国際交流課 TEL: 0887-53-1130 Email: international@ml.kochi-tech.ac.jp

- ・自宅待機等により教育・研究活動に支障が出る場合

教務課 TEL: 0887-53-1113 Email: academic@ml.kochi-tech.ac.jp

- ・中国渡航歴はないが、新型コロナウイルス感染の疑いがある場合

健康相談室 TEL: 0887-57-2020 Email: student@ml.kochi-tech.ac.jp